

弁護士法人レオユニテッド 銀座法律事務所

CS法務×HR法務 サイバーセキュリティ法務と人事労務法務を クロスオーバーさせたリーガルサポートを 提供するブティック型ファーム

サイバーセキュリティ法務×人事労務法務

当事務所は、サイバーセキュリティ法務と人事労務法務をクロスオーバーさせたリーガルサポートを重点的に提供するブティック型ファームです。

当事務所では、従来、専門領域が異なるとされるサイバーセキュリティ法務（営業秘密管理、個人情報管理、セキュリティ管理など）と人事労務法務を不可分一体的に強化することに専門特化し、貴社に即した一体的なコンプライアンス体制の構築、運用を二人三脚で実現していくリーガルサービスに注力しております。

従来のリーガルサービスでは、サイバーセキュリティ確保に関する物理的措置やデータセキュリティやアクセス制限などといった管理措置と、体制や規程の整備、アセスメント、マニュアルや研修による現場の人間への落とし込み、従業員のSNS利用やテレワーク、兼業・副業の問題などといった内部管理体制や人事労務分野とは、それぞれ別領域の問題として、分断的なケアしかされてこなかったという問題がありました。

しかし、サイバーセキュリティの確保を行うのは「人」、その体制を構築するのは「人」、その規程等の対象となるのは「人」、そして、その確保に向けたチェックを行うのも「人」、サイクルを回すのも「人」です。他方、サイバーセキュリティのリスクをもたらすのも、営業秘密の侵害を行うのも「人」です。このように、サイバーセキュリティの確保と「人」は不可分です。

そこで、当事務所では、サイバーセキュリティ

法務も「人」からのアプローチが不可欠である分野であると位置づけ、従来の専門領域や部署をまたぐ両専門分野を一体的に強化するためのリーガルサービスを提供させていただいております。

「CS×HR」法務	
従来型のリーガルサービスでの問題点	「CS×HR」法務によるソリューション
人事労務法務の仕事とセキュリティ法務の仕事は別の分野である。	人事労務法務は当然のこと、サイバーセキュリティ法務も「人」からのアプローチが不可欠である。
人事労務法務は人事部から発注を受け、サイバーセキュリティ法務はセキュリティ部門から発注を受けるので、両分野をリンクさせづらい。	サイバーセキュリティ法務と人事労務法務はクロスオーバーする分野であり、分断すべきではない。
営業秘密管理・不正競争防止法違反事案は、知的財産権分野の領域であり、人事労務法務の仕事ではない。	営業秘密管理・不正競争防止法違反事案は、知的財産権分野であるとともに、人事労務分野の問題である。

「CS×HR」法務	
サイバーセキュリティ・営業秘密管理	内部統制システム・人事労務
物理的措置 ・施設管理、立入制限 ・接写やUSB接続の禁止 データセキュリティ ・ウイルス対策 ・サーバセキュリティ ・クラウドセキュリティ ・イントラセキュリティ ・ファイルセキュリティ ・ID、PW管理におけるセキュリティ アクセス制限 etc.	・方針、体制、規程 ・細則、マニュアル ・チェックリスト ・アセスメント ・研修・教育 ・誓約書 ・転職者への措置、競業禁止 ・テレワーク ・SNS利用 ・副業、兼業 ・懲戒 ・採用 ・インセンティブプラン etc.

クライアントに経済的なプラスをもたらす 「使いやすい」顧問弁護士を目指して

サイバーセキュリティ確保をはじめとする会社の内部統制システムを「構築」し、PDCAサイクルを回して「運用」するリーガルサポートは、各企業の企業理念や特徴、現状、企業風土などを理解し、それぞれのクライアント企業とともに並走しながら、体制を強化し続けていく必要があります。

また、人事労務に関しても、各企業の人事制度、企業理念、労使慣行を含むその企業のカルチャーを深く理解し、当該企業におけるベストソリューションを導く必要があります。

これらのリーガルサポートにあたっては、各企業と中長期的にタッグを組んで走り続ける必要がありますので、顧問契約を締結して対応させていただいております。

「顧問弁護士は固定費を垂れ流すだけで経済的にマイナスの存在ではないか」という懸念を抱える企業もあるかと存じますが、これは違います。

コンプライアンスを蔑ろにするような企業とは取引をしないというスタンスを明確に打ち出す企業は増加し続けていますので、自社のコンプライアンスの強化・向上は、自社の経済活動の拡充のために不可欠であり、貴社のコンプライアンスの強化・向上に資する顧問弁護士は、貴社に経済的にプラスをもたらす存在となります。

もともと、外部リーガルサービスに割り当てられる予算は各企業それぞれで異なります。例えば、小規模な企業やスタートアップ企業において、顧問弁護士を活用したいものの、そのための十分な予算を割けないので、顧問弁護士を活用できないというのでは、我が国全体のコンプライアンスの向上にとっても非常にマイナスです。そのため、当事務所では、料金表プランを制定し、クライアント企業様にとって「使いやすい」顧問弁護士であることをモットーとしております。

貴社に即した一体的な コンプライアンス体制の構築、 運用を二人三脚で作り上げることができます。

サイバーセキュリティ確保をはじめとする自社のコンプライアンス体制の強化・向上にあたって



代表弁護士 大木 怜於奈

は、会社・経営陣が立派な「箱」を作って（「構築」）おしまいではなく、各従業員の当たり前レベルにまで「自分ごと化」させて落とし込むこと（「運用」）が必要となります。

そのためには、まず、現場レベルのリスクを吸い上げる必要があります。この際、現場のサイバーセキュリティの実情といういわば客観面だけではなく、現場レベルの各従業員の認識、業務フローといった主観面も合わせて把握することが必要となります。この段階においては、弁護士が現場レベルの調査には関与しないことが多いと思われませんが、当事務所では、クライアント様からのご依頼に応じて、当該クライアント様のニーズに応じた現場リスクの把握もサポートさせていただいております。

そして、貴社における現場レベルのリスクを吸い上げた後は、「自社のリスクの内容および程度に応じた」リスク管理措置（体制、方針、規程、マニュアル、対外的なフロー、内部浸透策（教育・研修・誓約書など）、有事フローなど）を考えていくことになります。

ここでは、「自社のリスクの内容および程度に応じた」ものであることが肝要です。すなわち、他社の流用のままでは無意味であるということです。この段階においても、各企業の企業理念や特徴、現状、企業風土などを理解し、それぞれの企業とともに並走しながら、自社のテラーメイド

の体制を構築していく必要があります。

そして、立派な「箱」を作って(「構築」)おしまいではなく、各従業員の当たり前レベルに「自分ごと化」させて落とし込む(「運用」)ために必要なサイクルを回していく必要があります。そのうえで、定期的なリスクアセスメントを繰り返し、現在自社で回っているサイクルが間違った方向に向いていないか、そのサイクルが「自社のリスクの内容および程度に応じた」最適なものに近づいているかを検証しながら走らせ続ける必要があります。

言い換えれば、PDCAは、一度サイクルを作ったら終わりではなく、そこから始まりであるということです。サイクルを回し続けて、生じた問題点をその都度チェックし、修正し、再度サイクルを回し、走り続ける必要があります。これは、「コンプライアンスのアップデートをし続ける」ということです。

当事務所では、様々な業種、業態、規模の企業様において、それぞれの企業とともに並走しながら、「自社のリスクの内容および程度に応じた」リスク管理措置の構築と運用のリーガルサポートをさせていただきます。

また、ある業種の業界にとって当たり前のことが別の業界では全く当たり前ではないということ

がしばしばあります。当事務所では、クライアント企業が様々な業種にわたることから、クライアントの業種に縛られない柔軟なアイデアをご提供することも可能です。

企業法務の専門分野のスペシャリストであるとともに一般企業法務のジェネラリストにもなれる強み

当事務所では、クライアント企業のニーズに即した専門分野に特化したご依頼を受けることも、企業の法務部がわりとして包括的なリーガルサポートをすることもできます。

当事務所は、専門分野における専門的なリーガルサービスを提供するブティック型ファームです。

もともと、各企業と中長期的にタッグを組んで走り続けるために顧問法務で対応させていただく過程において、もともとの中心的なご依頼から外れたご相談内容も発生します。

また、中小企業やスタートアップ企業においては、分野によって法律事務所を使い分けることができる企業ばかりではありません。

そこで、当事務所の顧問法務では、貴社の法務部がわりとして包括的なリーガルサポートをさせていただくことも可能です。

紛争法務×予防法務(多数の紛争事件を取り扱うため、紛争から逆算した予防法務を提供することができます)

当事務所では、経営権紛争、営業秘密に関する紛争、労働紛争など、多数の紛争事件を取り扱っているため、紛争から逆算した有事に対応できる予防法務を提供することができます。

サイバーセキュリティ法務分野や人事労務分野においては、リスクが現実化した場合に甚大な影響をおよぼすものであるため、紛争からの逆算が不可欠ですが、実際に紛争となった場合に想定される諸々の問題を具体的に想定し、その問題の芽をつぶすことが実践的な予防法務のために極めて有用です。

当事務所では、いざ紛争となってしまった際に、ワンストップで訴訟等に対応することができるというだけにとどまらず、多数の紛争事件の解決実績から、有事における問題を具体的に見据え、ま



た、有事となった場合に使い勝手の良い予防法務を提供させていただいております。

コンフリクトに反するリスクを抑え、小回りが利く強み

大規模な法律事務所では、コンフリクトに該当し、当該事件を扱うことができないという問題がしばしば起こります。

反面、小規模の事務所では、コンフリクトに該当するリスクを最小限に抑えることが可能ですので、可能な限りコンフリクトのリスクを排除し、様々な事件で小回りを利かせられる強みがあります。そして、この強みを最大限活かすことによって、様々な事件処理を行うことができます。

当事務所では、可能な限りコンフリクトのリスクを排除し、様々な事件で小回りを利かせられる強みを最大限活かし、設立年数や事務所規模に比して圧倒的なスピードで多数の実績を積み上げることができました。

そして、当事務所は、事案ごとに提携弁護士とのチーム制を取ることより、マンパワーや機動力が必要な大規模な案件などにも迅速かつ適切に対応できる体制を確保しておりますが、可能な限りコンフリクトのリスクを排除し、様々な事件で小回りを利かせられる強みを失うことなく、小規模事務所の弱点を埋めることにも奏功しております。

事案ごとに提携弁護士とのチーム制を取ることができますので、コストを抑えることができます。

当事務所では、マンパワーや機動力が必要な大規模な案件などにも迅速かつ適切に対応できるように、外部法律事務所・弁護士との提携を積極的に行っております。弁護士が少数の法律事務所の弱点である機動力やマンパワーの点でも弱みを作らないように体制整備を行っております。

事案ごとに提携弁護士とのチーム制を取ることにより、平素はリーガルサービス費用を抑えつつ、デューデリジェンスや不正調査事件対応のようにマンパワーや機動力が必要な案件においては、外部の専門的な法律事務所を案件単位で参加いただくことが可能です。



弁護士法人レオユニテッド銀座法律事務所

弁護士数: 1名(2023年12月現在)
 代表弁護士: 大木怜於奈(東京弁護士会)
 〒104-0061 東京都中央区銀座8-9-17
 KDX銀座8丁目ビル11階
 TEL: 03-6263-8177(代表)
 URL: <https://leona-ohki-law.jp/>

当事務所は、令和1年に、東京都中央区銀座に開設され、全国各地の顧問先様・取引先様に対して、クライアント様に即したリーガルサービスを提供させていただいております。

当事務所では、従来、専門領域が異なるとされるサイバーセキュリティ法務(営業秘密管理、個人情報管理、セキュリティ管理など)と人事労務法務を不可分一体的に強化することを重点取扱分野として、貴社に即した一体的なコンプライアンス体制の構築、運用を二人三脚で作上げることができます。

他方、法務部を置かない中小企業クライアント様の法務部がわりとして、企業法務全般にわたるリーガルサポートも多く扱っております。

また、経営権紛争、営業秘密に関する紛争、労働紛争を中心に、多くの紛争案件を扱っておりますので、紛争から逆算した予防法務を提供することができます。

当事務所では、コンフリクトに反するリスクを抑え、小回りが利く強みがあり、圧倒的なスピードで積みあげられた実績があります。また、当事務所では、事案ごとに提携弁護士とのチーム制を取ることができる体制を整備しておりますので、平素はコストを抑えつつ、マンパワーを要する事案では複数弁護士制を取ることができます。